

社会福祉法人らっく
役員の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 2 1 条に規定する社会福祉法人らっくの役員に支給する報酬（以下「報酬」という。）について、総額の範囲及び支給の基準を定める。

(定義)

第 2 条 本規程において役員とは理事及び監事をいう。

(役員の報酬の支給基準)

第 3 条 理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 に定める報酬を支給する。
2 理事が理事会及び評議員会に出席する日以外の日において、法人の業務にあたった場合は、別表 1 に定める報酬を支給することができる。

(監事の報酬)

第 4 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 に定める報酬を支給する。
2 監事が次のいずれかの業務にあたった場合は別表 1 に定める報酬を支給することができる。ただし、これらの業務が監事の出席する理事会又は評議員会と同日に行われた場合は、報酬を重複して支給しない。
(1) この法人の監事監査
(2) 所管庁による指導監査への立会い
(3) 運営状況の指導

(旅費)

第 5 条 役員が、法人の業務のために出張する場合は、別表 2 によりその費用を旅費として支給することができる。
2 旅費は原則として、出張終了後に支給する。ただし、必要に応じ、事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第 6 条 法人の職員を兼務する役員にはこの規程を適用しない。

(改正)

第 7 条 本規程の改正は、評議員会の決議により行う。

付 則

1 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日より適用する

付 則

1 この規程は、令和元年 6 月 1 5 日より適用する

別表 1 (1日あたりの報酬の額)

役員	報酬
理事	10,000円(税引き後の手取り額) ただし、当該年度における報酬の総額が50万円を超えない額とする。
監事	30,000円(税引き後の手取り額) ただし、当該年度における報酬の総額が50万円を超えない額とする。

理事の報酬は常勤及び非常勤ともに同額とする。

別表 2 (旅費)

旅費	宿泊費	日当	業務遂行に必要な経費
実費	実費を支給する。 ただし、1泊あたり 15,000円を限度と する。	10,000円	原則として実費